

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年5月22日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
  - ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
  - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
  - イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
  - ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
  - イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：3 国名：ベトナム 担当：地球環境部  
案件名：災害に強い社会づくりプロジェクトフェーズ2

1 契約予定期間：2013年8月上旬～2016年7月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外における治水及びコミュニティ防災に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年6月5日から2013年6月7日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年6月5日から2013年6月10日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年6月21日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知：7月上旬
- (5) 契約交渉：7月上旬～7月中旬

5 業務の目的

ベトナム国（以下「ベトナム」とする）は東南アジア各国の中でも、風水害による被害が大きい国の一つである、特に中部地域北部沿岸部は、熱帯低気圧（台風を含む）の常襲地であり、季節風の影響とラオスとの国境に沿って続く脊梁山脈の影響が相まって豪雨が多発する地域である。このような気候・地形条件によって、当該地域は毎年のように風水害、土砂災害の被害に見舞われてきた。こうした状況を背景に、2007年にベトナム政府は我が国に対して、中部地域のうち、トゥア・ティエン・フエ省（以下、フエ省とする）、クアンナム省、クアンガイ省において、主に地方政府とコミュニティレベルを対象として、災害対応力を高めていく体制づくりを目的とした技術協力プロジェクトを要請し、2009年3月～2012年2月の期間で「ベトナム中部地域災害に強い社会づくりプロジェクト」を実施した（以下「フェーズ1」とする）。

フェーズ1では他地域への成果の普及を睨んで、中央政府による研修実施能力の強化や成果のフィードバックを目指す一方、防災行政の現場である地方政府及びコミュニティレベルにおける災害への対応能力の向上が大きな課題であった。主な具体的な活動としては、地方政府の災害リスクの把握・分析、リスクを踏まえた総合的な洪水管理計画策定、早期警報システム体制の改善を含む防災体制の強化、コミュニティレベルの防災能力の向上（避難計画の立案、訓練の実施等）、深刻な河岸侵食対策等を実施した。また、具体的な成果として、他地域への普及・展開も意識したコミュニティ防災（Community Based Disaster Risk Management、以下CBDRMとする）マニュアル、小規模・低コスト河岸侵食対策に係る施工・設計マニュアル、及び、特にフエ省については気候変動も踏まえた洪水シミュレーションを実施し、構造物・非構造物対策を含む統合洪水管理計画（Integrated Flood Management Plan、以下IFMPとする）の策定を支援し、フエ省においては同計画が省人民委員会で承認された。

フェーズ1の終了後、実施機関であった農業農村開発省（Ministry of Agriculture and Rural Development、以下「MARD」とする）より、洪水被害が深刻であるフェーズ1の3省以外の中部地域（ゲアン省、ハティン省、クアンビン省）において、新たに防災教育を加えたフェーズ1と同様の支援、及びフェーズ1の対象省であったフエ省についても、技術的・予算的な課題があることを背景としてIFMPの実施に向けた継続的な支援が2011年8月に要請され、既往円借款「気候変動対策支援プログラム」の開発効果の増大にも寄与するものとして、我が国政府は2012年4月に「ベトナム国災害強い社会づくりプロジェクトフェーズ2」としてこれを採択した。本業務は、ベトナム中部地域4省において、中央における統合洪水管理（Integrated Flood Management、以下IFMとする）の連携体制強化及び対象省におけるIFMP策定能力強化、洪水リスク分析能力強化、構造物洪水対策、非構造物洪水対策を行うことにより、IFMの計画・実施能力の強化を図り、もってベトナム中部地域における洪水災害の防止・軽減・緊急対応能力の向上に寄与することを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

- (1) 業務対象地域  
ハノイ市、ゲアン省、ハティン省、クアンビン省、フエ省
- (2) 実施機関  
MARD
- (3) 業務内容

- 中央レベル（MARD水資源局）で、統合洪水管理の連携体制が強化される。
- (イ) MARD/農業農村開発局（Department of Agriculture and Development : DARD）および関連機関（天然資源環境省（Ministry of Natural Resources and Environment : MONRE）/天然資源環境局（Department of Natural Resources and Environment: DONRE）、国家気象水文局、風数以外対策中央委員会等）にまたがる洪水管理・防災関係業務の課題分析に資するベースライン調査を実施する。
  - (ロ) 上記活動（イ）の調査結果に基づき、IFMを実施するための組織体制（中央・地方および各省・コミュニティ）、関係行政機関の役割を明確化する。
  - (ハ) 業務 ～ で実施された地方省での活動を通じ、IFM実施上の課題を整理し、MARDに集約し、成果インベントリー、IFMP推進マニュアルとして取りまとめる。
  - (ニ) MARD・MONRE間で、洪水予警報の質向上のための河川情報の観測・収集および洪水予測への活用に関する合同アクションプランを策定する。
  - (ホ) IFM（特に河川管理）に向けた法制度整備に関して検討する。
    - クアンビン省で、IFMP策定能力が強化される。
      - (イ) 関連する基礎情報（地形、地質、水文、気象、洪水被害等）を収集して、流出・氾濫解析を実施する。
      - (ロ) 複数シナリオのハザードマップ作成に基づく洪水災害インパクト分析を実施する。
      - (ハ) 洪水災害インパクト分析結果を基に構造物対策、非構造物対策から成る統合洪水管理計画を策定する。
    - ゲアン省・ハティン省でDARDの洪水リスク分析能力が強化される。
      - (イ) ゲアン省とハティン省で、関連する基礎情報（地形、地質、水文、気象、洪水被害等）を収集して、流出・氾濫解析を実施する。
      - (ロ) 複数シナリオの洪水ハザードリスクマップ作成に基づく洪水災害インパクト分析を実施する。
      - (ハ) ゲアン省（Ca川）で、衛星情報等を用いた洪水予測のためのOJTを実施する。
    - 対象4省で構造物による洪水対策が強化される。
      - (イ) ハティン省とクアンビン省で、河岸保護対策（低コスト護岸等）を実施する。
      - (ロ) クアンビン省で既存の貯水池（5つ）の有効活用のための操作マニュアルを策定する。
      - (ハ) ゲアン省において堤防点検マニュアルを作成する。
    - (ニ) ゲアン省で河床形状測定のためのOJTを実施する。
    - (ホ) フェン省において、IFMP実施に向けた問題点・課題を整理し、実施のための予算・体制整備の計画を策定する。
      - 対象4省で非構造物による洪水対策が強化される。
        - (イ) パイロットコミュニティ内で、CBDRM活動を実施する。
        - (ロ) 活動（イ）のCBDRM活動と連動する形で防災教育活動を実施する。

## 7 成果品等

- (1) インセプションレポート（2013年8月中旬）
- (2) 事業進捗報告書（2014年7月下旬）
- (3) 事業進捗報告書（2015年7月下旬）
- (4) 事業完了報告書（2016年7月下旬）

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/統合洪水管理計画（評価対象予定者）
- (2) 水文/気象・洪水氾濫解析（クアンビン省、ゲアン省）（評価対象予定者）
- (3) 水文/気象・洪水氾濫解析（ハティン省）
- (4) 河川構造物対策
- (5) ダム操作管理
- (6) GIS/土地利用計画
- (7) コミュニティ防災/防災教育（評価対象予定者）

## 9 特記事項

- ・ 共同企業体の結成を認める予定
- ・ 2012年8月～9月に予備調査実施済み
- ・ 2013年4月にR/D締結済み
- ・ 省庁推薦の専門家2名、業務調整員1名を長期専門家として派遣予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。